

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

21松地環第1-5号
平成21年(2009年)8月26日

諏訪重機運輸株式会社
代表取締役 藤森和彦 様

長野県松本地方事務所長

平成21年7月21日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書（一般廃棄物最終処分場の新規許可）

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県諏訪市大字上諏訪字舟渡川西 1749 諏訪重機運輸株式会社 代表取締役 藤森和彦	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県塩尻市大字旧塩尻字東山896-1他	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物最終処分場（兼産業廃棄物管理型最終処分場）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん、溶融スラグ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、廃乾電池、廃蛍光管、がれき類 (ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類は石綿含有物含む)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	最終処分場 埋立面積 16,000 m ² 埋立容量 240,000 m ³	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 塩尻市東山区、柿沢区、金井区、勝弦区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1の(4) (処理計画の敷地境界線から概ね1km以内に存する自治会)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 塩尻市長、塩尻市東山区、柿沢区、金井区、勝弦区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者及び同区の区域において農業又は林業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1項	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	①東山区 (開催日時) 平成21年8月28日(金)午後7時00分～ 平成21年8月29日(土)午後7時00分～ (場所) 東山区公民館 ②柿沢区 (開催日時) 平成21年9月3日(木)午後7時30分～ 平成21年9月12日(土)午後7時30分～ (場所) 柿沢区公民館	

	<p>③金井区 (開催日時) 平成21年9月4日(金) 午後7時00分～ 平成21年9月5日(土) 午後7時00分～ (場所) 金井区公民館</p> <p>④勝弦区 (開催日時) 平成21年8月26日(水) 午後7時30分～ 平成21年9月6日(日) 午後7時30分～ (場所) 勝弦区公民館</p>
--	--

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。